

大和市告示第27号

大和市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成30年2月16日

大和市長 大 木 哲

大和市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱を廃止する要綱

大和市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱（平成26年大和市告示第126号）は、  
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による廃止前の大和市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱第11条の規定による不当利得の返還については、なお従前の例による。